

**短期金融市場取引活性化研究会**  
**平成 21 年度**

**平成 21 年度 取り纏め**  
**(平成 21 年 4 月 ~ 平成 22 年 3 月)**

**平成 22 年 4 月**

## 目次

|   |    |
|---|----|
| . 平成 21 年度議題一覧  | 3  |
| . 平成 21 年度検討事項  |    |
| 1 . 短期金融市場の機能向上について   | 7  |
| 2 . 次世代 RTGS への対応について   | 9  |
| 3 . 日本銀行への要望事項取り纏めについて  | 11 |
| 4 . その他   | 12 |
| . 付属資料  |    |
| 【短期金融市場の機能向上について】   |    |
| 1 . 「国債の決済期間の短縮化に関するアンケート調査」結果概要                              |    |
| 2 . 手形レスで行う取引に関する法的解釈の明確化について<br>短期金融市場取引活性化研究会からの検討依頼事項について  |    |
| 【次世代 RTGS への対応について】   |    |
| 3 . 「次世代 RTGS における市場慣行」遵守のお願いについて                             |    |
| 4 . 「次世代 RTGS 第二期対応に向けた総合運転試験に関するアンケート調査」結果概要                 |    |
| 【日本銀行への要望事項取り纏めについて】  |    |
| 5 . 平成 21 年度 市場運営に関する日本銀行への要望事項                               |    |
| 【その他】   |    |
| 6 . 有担保コール取引の国債担保掛目見直し方針（案）について<br>有担保コール取引における国債担保掛目の見直しについて |    |
| 7 . 投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧                                       |    |
| 【平成 21 年度短取研メンバー】   |    |
| 8 . 平成 21 年度短取研メンバー   |    |

．平成 21 年度議題一覧

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| <p>第 1 回<br/>(4 月 20 日)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短取研概要について</li> <li>・ 平成 20 年度短取研検討事項取り纏め報告</li> <li>・ 今年度の短取研の運営について<br/>    今年度の研究・検討事項について<br/>    今年度の短取研運営に関するアンケート調査</li> <li>・ 【報告】レポ研へのオブザーバー出席について</li> </ul>  |
| <p>第 2 回<br/>(5 月 25 日)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度の短取研の運営について<br/>    今年度の短取研運営に関するアンケート結果</li> <li>・ 手形レスで行うコール取引について</li> <li>・ 次世代 R T G S について<br/>    次世代 R T G S における市場慣行に関するアンケート調査</li> <li>・ 市場運営に関する日本銀行への要望事項<br/>    市場運営に関する日本銀行への要望事項に関するアンケート調査</li> <li>・ 「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」の設置について</li> </ul>                                     |
| <p>第 3 回<br/>(6 月 22 日)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代 R T G S について<br/>    日銀レビュー「次世代 RTGS 第 1 期対応実施後の決済動向」<br/>    次世代 R T G S における市場慣行に関するアンケート結果<br/>    「次世代 RTGS における市場慣行」遵守のお願いについて</li> <li>・ 手形レスで行うコール取引について<br/>    「手形レスで行うコール取引に関する法的解釈の明確化について」へのご意見</li> <li>・ 【報告】「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」参加報告 第 1 回・第 2 回</li> <li>・ 【報告】レポ研参加報告</li> </ul> |

|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>第4回<br/>(7月24日)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新日銀ネットの構築について」(日本銀行)</li> <li>・ 市場運営に関する日本銀行への要望について<br/>市場運営に関する日本銀行への要望事項アンケート結果<br/>日本銀行への要望事項アンケート結果に関する意見募集実施</li> <li>・ 【報告】「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」参加報告 第3回・第4回</li> <li>・ 「インターバンク市場取引要綱」における国債種類の表示変更について(短資協会)</li> <li>・ C P小委員会(第15回)の開催について</li> </ul> |
| <p>第5回<br/>(8月21日)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第6次全国銀行データ通信システムの開発について」(東京銀行協会)</li> <li>・ 市場運営に関する日本銀行への要望について<br/>日本銀行への要望事項アンケート結果に関する意見募集結果</li> <li>・ 【報告】「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」参加報告 第5回</li> <li>・ 【報告】C P小委員会(第15回)の開催について</li> </ul>   |
| <p>第6回<br/>(9月25日)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場運営に関する日本銀行への要望について<br/>BCP用日銀ネット権限者カードについて<br/>日本銀行への要望書案</li> <li>・ 発行日前銘柄の国債買現先オベ対象化について</li> <li>・ 電子記録債権について</li> <li>・ 「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」について</li> <li>・ 【報告】「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」参加報告 第6回・第7回</li> </ul>                                       |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>第 7 回<br/>(10月23日)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場運営に関する日本銀行への要望について<br/>BCP 用日銀ネット権限者カードについて<br/>(「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(共通事務)<br/>&lt;端末装置 3 型版&gt;」の一部改正に関する件)</li> <li>・ 手形レスで行うコール取引について<br/>「手形レスで行うコール取引に関する法的解釈の明確化について」へのご意見<br/>「手形レスで行うコール取引に関する法的解釈の明確化について」確認事項変更案</li> <li>・ 「短期社債(電子 CP)平均発行レート」の公表開始について</li> <li>・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」参加報告 第 2 回</li> <li>・ 【報告】「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」参加報告 第 8 回</li> <li>・ 【報告】レポ研参加報告</li> </ul> |
| <p>第 8 回<br/>(11月24日)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新日銀ネットの構築について</li> <li>・ 手形レスで行うコール取引について<br/>「手形レスで行うコール取引に関する法的解釈の明確化について」確認事項変更案</li> <li>・ 【報告】「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」参加報告 第 9 回・第 10 回</li> <li>・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」参加報告 第 3 回</li> </ul>   |
| <p>第 9 回<br/>(12月21日)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短資取引約定確認システムの利用料金について(短資協会)</li> <li>・ 日本銀行への要望事項に対する回答(日本銀行)</li> <li>・ 「第 6 次全銀システム(日銀ネット次世代 RTGS 第 2 期)下における取引シミュレーションの結果」について</li> <li>・ 【報告】「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」参加報告 第 11 回・第 12 回</li> <li>・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」参加報告 第 4 回</li> <li>・ 普通預金規定・当座勘定規定・貸金庫規定以外の各種預金規定に暴力団排除条項を盛り込む場合の留意点について(全国銀行協会)</li> </ul>   |

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| <p>第 10 回<br/>(1月 25 日)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「インターバンク市場取引要綱」における国債種類の表示変更について (短資協会)</li> <li>・ 有担保コール取引の国債担保掛目見直し方針 (案) について</li> <li>・ 日銀ネット次世代 RTGS 第 2 期対応に向けた総合運転試験について</li> <li>・ 【報告】「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」参加報告 第 1 3 回</li> <li>・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」参加報告 第 5 回</li> <li>・ CP 小委員会 (第 1 6 回) について</li> <li>・ TIBOR リファレンス・バンクの定例見直し結果について</li> <li>・ 「全銀協 TIBOR 公表要領」の改正について</li> </ul>               |
| <p>第 11 回<br/>(2月 22 日)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短資取引約定確認システムの利用料金について (短資協会)</li> <li>・ 手形売出オペの事務手続変更について</li> <li>・ 有担保コール取引の国債担保掛目見直し案について</li> <li>・ 日銀ネット次世代 RTGS 第 2 期対応に向けた総合運転試験について</li> <li>・ 【報告】「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」参加報告 第 1 4 回・第 1 5 回</li> <li>・ 国債の決済期間の短縮化に関するアンケート調査結果について</li> <li>・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」参加報告 第 6 回</li> <li>・ 【報告】レポ研参加報告 第 4 回・第 5 回</li> <li>・ CP 小委員会アンケートについて</li> </ul> |
| <p>第 12 回<br/>(3月 23 日)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手形レスで行うコール取引について</li> <li>・ 有担保コール取引の国債担保掛目見直しについて</li> <li>・ 日銀ネット次世代 RTGS 第 2 期対応に向けた総合運転試験について</li> <li>・ 投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧について</li> <li>・ 【報告】「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」参加報告 第 1 6 回・第 1 7 回</li> <li>・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」参加報告 第 7 回</li> <li>・ 平成 21 年度短取研取り纏めについて</li> <li>・ 来年度の短取研運営について</li> </ul>   |

## ．平成 21 年度検討事項

### 1. 短期金融市場の機能向上について

平成 20 年 9 月のリーマンブラザーズ証券の破綻以降の金融混乱においては、同社の債務不履行が連鎖する形でフェイルが多発し、これを解消するのに相当の時間を要した。また、フェイルを回避する動きや資金繰りの慎重化などからレポ市場の機能が低下し、本来混乱時においても安定した資金調達手段であるべき有担保の資金取引としての役割が十分に発揮されなかった。こうした事態から、我が国のフェイル慣行が十分に定着していなかったことが市場参加者の問題意識として共有され、日本証券業協会公社債委員会の下部機関として「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」(以下、フェイル慣行 WG) が設置された。

また、同様にリーマンブラザーズ証券破綻時の混乱から得られた課題として、未決済残高の積み上がりが増え、フェイルの増加をもたらしたことが挙げられ、決済リスクの削減のため、決済期間の短縮化の必要性が指摘された。これに呼応する形で、証券決済制度改革推進会議の下に「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」(以下、決済期間短縮化 WG) が設置された。

平成 21 年度短取研では、これら WG における検討について、短期金融市場の機能向上に資するものとしてその目的・意義を共有し、WG への参加や意見提出、検討支援などに積極的に取り組んできた。

また市場の整備として、参加者の問題意識が高かった手形レスで行うコール取引についての検討を平成 20 年度に継続して行った。具体的には論点の再整理や法的確認に向けた検討を行った。また、これに絡み、将来的な手形の代替手段として電子記録債権の利用可能性を展望し、予備的な研究を行った。

#### ( 1 ) フェイル慣行 WG について

フェイル慣行 WG については、短取研として委員参加(代表として幹事が出席)を行い、WG におけるフェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図るための議論に直接的に参加した。また、アンケートへの意見提出、各業態委員を通じた検討内容の周知などにより、WG での議論の側面支援を行った。

また、21 年度はフェイル慣行 WG の分科会的位置付けとしてフェイルチャージの実務面の検討を行った債券現先取引等研究会に、オブザーバーとして参加した。

尚、WG での検討内容(中間報告)については日本証券業協会 HP ご参照。

[http://www.jsda.or.jp/html/houkokusyo/failwg\\_report.html](http://www.jsda.or.jp/html/houkokusyo/failwg_report.html)

#### ( 2 ) 決済期間短縮化 WG について

決済期間短縮化 WG については、短取研としての委員参加を行ったものではないが、WG 第 2 回会合にて短取研や債券現先取引等研究会との間で連携、情報共有を図っていききたいとの方針が表明されたことで、短取研での情報展開やアンケートへの意見提出などを行った。

また、アウトライト T+2、レポ T+1 への決済期間短縮化に向けた議論では、短縮化後に資金繰り・玉繰りに問題が生じないか短取研での確認を WG から依頼され、各業態を含めたアンケート調査の結果、問題があるとした意見がみられなかったことを WG に報告した。(資料 1)

尚、WG での検討内容については証券決済制度改革推進センターHP ご参照。

<http://www.kessaicenter.com/finish/kokusaik-giji.html>

### (3) 手形レスで行うコール取引について

手形レスで行うコール取引については、平成 13 年度の短取研において検討を行い、「短資経由のコール取引は相対取引でありその取引条件は相対で決定するものではあるが、法的側面において問題がないこと、及び市場活性化の観点から有効であることを勘案すると手形レス取引が望ましい」と結論づけた。

(ご参考) 平成 13 年度短取研 「短資経由のコール取引の手形レスについて」  
において確認した法的側面のとりまとめ

#### 1. 法的側面

コール取引は「金銭消費貸借契約」であると考えるのが通説である。金銭消費貸借契約は要物契約であり、資金の取り手が出し手から金銭を受取ることにより契約は成立する。即ち、通説に従えば、コール手形の発行は取引の成立要件ではない。つまり、手形レスの場合も、資金の授受によりコール取引は有効に成立する。

コール手形が発行される場合、手形の善意取得者等は簡易な手形訴訟手続きにより手形金の支払を求めることは可能であるが、たとえ支払い請求を許容する判決が出たとしても、手形判決の場合、判決に不服な当事者が適法な異議申立をなしたときは、訴訟は口頭弁論終結前の状態に戻って通常手続で審理、裁判が行われる。つまり、適法な異議申立がなされる限り、手形判決がそのまま確定することはない。

しかしながら、現在においても、約束手形が有るケースと無いケースが混在している。平成 20 年度短取研では、アンケートによる意見調査により、法的側面の考え方が市場で共有されていないことを確認し、手形レスで取引を行うことについての法的な権利義務関係、債権保全(訴訟等における証拠の明示等)の際の取扱い、解釈について法律の専門家に見解を求めるなどにより、明確化の検討を進める方針を示した。

また、検討を進めるにあたっての留意点として、市場参加者全員の納得感の得られる検討を行うことや、弁護士意見などを聴取するに当たっては、資金の出し手、取り手の中立の意見を取れるようにすることなども確認している。

平成 21 年度短取研においても、こうした方針を引き継ぎ、検討を行った。法的確認を行う論点については、関連業態委員との分科会形式も含め検討し、下記の 2 点に要点を絞り整理を行った。(資料 2 - 1)

金融機関同士で行うコール取引を約束手形無しで行う取引が、約束手形有りの取引

と比較して法的に債権者としての立場が劣後しないか。

信託財産保全の観点から、約束手形無しでも投資信託・証券信託・年金信託の受託者である受託銀行が委託者に対する善管注意義務を遂行できるか。また同様に、投資信託・証券信託・年金信託の委託者が受益者に対する善管注意義務を遂行できるか。

これらの確認を行うに際しては、資金の出し手・取り手に中立的に法律の専門家による意見の確認を行うとの見地から、日本銀行が事務局を務める金融法委員会が行う検討テーマ募集に対し提出を行った。また、平成 22 年 3 月の委員会会合への参加の機会を得、本件について内容、背景やこれまでの短取研での検討経緯について説明を行った。(資料 2 - 2)

#### (4) 電子記録債権の市場取引への活用について

上記に見られるような手形の問題を解決する一手段として、またデリバリーを伴わない取引形態として、電子記録債権を市場取引に活用することについて予備的な研究を行った。

現在、電子記録債権については個別行での対応に留まり、インターバンクのインフラが存在していないが、全銀協が平成 24 年 5 月の業務開始に向けて開発準備を行っている。電子記録債権の概要や全銀協における検討状況についての情報共有と今後の検討方針の確認を目的に 9 月会合で採り上げた。

電子記録債権は、発生・譲渡・支払を電子記録により行うもので、指名債権と比較して、「債権の存在・帰属を可視化でき、二重譲渡のリスクを排除できること」、手形と比較して、「印紙税がかからないこと」、「現物の管理コストやデリバリーリスクが存在しないこと」、「分割が可能であること」などのメリットがある。全銀協が準備しているフレームワークでは既存の内為決済の仕組みを利用して決済が行われることになる。

全銀協では、利用方法として事業者間での手形決済の代替を中心に検討され、売掛債権の取り込みも視野に入れている。また、コール取引やシンジケートローンなどへの活用についても金融機関の工夫次第で可能と考えているとのことである。ただし、市場取引に利用する場合には、内為制度に参加していない金融機関の取扱い、日本銀行とのつなぎ方の問題、決済のタイミング等の検討すべき点が存在することが指摘される。市場取引への活用については、全銀協におけるインフラ整備が更に進んだ段階で改めて研究を行うことについて方針を確認した。

## 2. 次世代 RTGS への対応について

日本銀行当座勘定における資金決済については、平成 13 年(2001 年)1 月に即時グロス決済(RTGS)に移行した後、平成 20 年 10 月には次世代 RTGS 第 1 期対応が実施され、流動性節約機能の導入および外国為替円決済取引の完全 RTGS 化が行われた。

短取研では、次世代 RTGS 後の市場参加者行動のあり方について平成 18 年度より検討を開始し、平成 19 年 3 月に「次世代 RTGS 後の市場慣行<暫定版>」、平成 20 年 3 月に「次世代 RTGS

後の市場慣行（平成 20 年 3 月版）」、平成 21 年 2 月には「次世代 RTGS 後の市場慣行（平成 21 年 2 月版）」を取り纏めている。

また、平成 23 年 11 月には大口内国為替取引が RTGS 化される次世代 RTGS 第 2 期対応の稼働が予定されており、日本銀行と内国為替運営機構にて準備開発が行われている。

かかる状況下、実施後半年を経た第 1 期対応に関しては、これまでに整備した市場慣行が機能しているか、また改訂の必要がないかとの観点から、市場での遵守状況の確認を行った。また第 2 期対応に関しても、短取研としての検討を開始し、慣行整備の観点から市場取引への影響の確認を行うと共に、今後行われる総合運転試験について意見取り纏めを行った。

#### （ 1 ）次世代 RTGS 第 1 期対応後の市場慣行について

日本銀行が平成 21 年 5 月 13 日に公表した日銀レビュー「次世代 RTGS 第 1 期対応実施後の決済動向」では、定量分析に基づいて、市場慣行の遵守が強く意識されている点について言及された。この点を、特に決済スケジュールについての市場慣行の遵守を補足的に確認するものとして捉えながらも、市場参加者の視点から直接的に確認することを目的に、市場慣行の遵守状況についてアンケート調査を行った。

調査の結果、一部において遵守されていないものがあるものの、概ね遵守されていることが確認され、また市場慣行を現時点で変更する必要はないと結論づけた。

一部で「コール取引の返金を前提とした資金放出において、返金の指図が待機した段階ではなく、着金を確認し指図投入を行っているの見受けられるケース」があることが指摘された。これについては、市場慣行で定められるもの以外の取引仕法を制限するものではないが、幅広い参加者が流動性節約機能を有効に活用するために、該当する市場慣行（下記）に則った取引・決済を行うことを、業態委員を通じ市場参加者に呼びかけた。（資料 3）

#### 2. コール取引に関する慣行

##### (3) 返金を前提とした資金放出の取扱い

市場取引について可能な限り速やかに指図投入を行なうという原則の下で、返金を前提とした資金放出については、着金に代えて、待ち行列に返金の指図が待機した段階で指図投入する取扱いとする。待ち行列に待機することなく、即座に着金した場合は、着金後速やかに指図投入を行なう。

#### （ 2 ）次世代 RTGS 第 2 期対応に向けた検討について

平成 21 年度短取研では、次世代 RTGS 第 2 期対応に向けた検討を開始した。東京銀行協会から、8 月会合時に検討内容・プロジェクトの進捗についての説明を、また 12 月会合時には日本銀行が行ったシミュレーション結果と、これを受けて内国為替運営機構で行われているルールの検討状況についての説明を受けた。

日本銀行が行ったシミュレーションでは、大口内為取引・市場取引・外為円決済を対象に市場参加者が現行と同じタイミングで振替指図を日銀ネットに投入されることを前提に、 ) 9

時台の市場取引と 11 時時点の外為円決済取引に関しては、現行と概ね同様の決済進捗が確保される、 ) 大口内為取引の大半は振替指図の投入後に速やかに決済される、 ) 最後まで決済されずに残る取引が存在するケースもみられるが、1 日を通じた決済額全体に占める割合としては些少に留まることが示された。また、加盟銀行が個々の決済動向に応じて同時決済口への投入流動性を現行水準から若干調整していくことで、市場取引と外為円決済取引に係る既存の市場慣行を維持しつつ、大口内為取引分を含めた全体の決済を完了させることが可能ではないかとの観点から、内為運営機構でルール策定の検討が為されている。

また、第 1 期対応と同様、導入に向けた総合運転試験について、要否、内容や参加者の範囲などの検討が日本銀行・東京銀行協会で行われていることを受け、短取研で予備的に意見集約を行い関係者と連携して検討協議を行うため、アンケート調査を行った。

調査の結果を受けた短取研の取り纏めとして、市場取引を含めた総合運転試験の必要性を確認し、試験の実施を日本銀行・東京銀行協会に申し入れた。また、試験の内容については、今後関係者との協議と短取研での検討を並行して行っていくことを確認した。(資料 4)

### 3. 日本銀行への要望事項取り纏めについて

平成 21 年度においても、市場運営に関する日本銀行への要望事項に関して短取研メンバー等へのアンケート調査を実施(5 月)し、市場取引の活性化に資する、かつ市場参加者の多数の賛同が得られた、以下の 3 テーマ 12 項目についての要望書を 9 月 30 日に日本銀行に提出した(資料 5)。その後、12 月に同行より回答を受けた。

#### (1) オペ・担保関連

- 手形売出オペ・CP 買現先オペに係る書類の日銀ネット化
- 国債買現先オペのスタート日におけるスタート前の売渡銘柄変更のオンライン化
- 補完供給オペのオファー額の柔軟な対応
- 手形売出オペの手形保護預かり手続の簡易化
- 証書貸付債権担保審査期間の短縮化
- 証書貸付債権の担保返戻手続について
- 国債現先オペに係る担保と共通担保との統合
- 適格担保判定照会のオンライン化

#### (2) 情報提供

- 日銀当座預金増減要因の内訳表示
- 情報提供に関するオンライン対応について

#### (3) 日銀ネット・システム関連

- BCP 用日銀ネット権限者カードについて
- セキュリティソフトの改善

この内、( 3 ) 「BCP用日銀ネット権限者カードについて」に対しては、感染拡大リスクが高まっている新型インフルエンザも念頭に置いた要望であることを踏まえ、早期の対応を得た。

)権限者カードについては、日銀から、「より柔軟に、普段は想定されていない人についても発行を依頼することが可能」ということを周知すること、)保管については、権限者カードを使用することが想定されている場所であれば、保管できることを明確化することについて、9月会合で日本銀行から説明を受けた。

また、( 1 ) ・ )については、短取研からの要望を受け、手形売出手形の事務手続きが変更されることになった旨、2月会合にて説明を行った。具体的な変更ポイントは、)「日本銀行売出手形買受申込書」の廃止、)手形保護預り手続の簡素化、および)希望先については、)と)の対応の結果、売出手形オペにおける日本銀行との間のペーパーのやり取りが一切なくなること、の三点である。

#### 4. その他

##### ( 1 ) 新日銀ネットについて

日本銀行より、新日銀ネットの構築について、その背景・目的、内容、スケジュールについて説明を得た。

##### ( 2 ) 有担保コール国債掛目見直し

平成 22 年 3 月に定例の国債担保掛目見直しを実施した。掛目については、分析の結果、現行の掛目が適当であるとし変更しないこととする幹事案が了承された。(資料 6 - 1・6 - 2)

見直しに先駆けた意見募集では、中長期的な検討課題として 残存年限別の掛目の導入、時価をベースとした担保差入(値洗いも導入)を挙げる意見があった。市場参加者の中には、同様に有担保の資金取引の性格を持ち、より担保効率性が高い債券貸借取引との比較で有担保コール取引を選択している向きもあると思われることから、本件については、利便性と取引効率のバランスの中で意見集約を行っていくものであるとし、中長期的な課題として短取研として検討に取り組んで行く方向性を確認した。

##### ( 3 ) 投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧

「投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧」について、平成 22 年 3 月に最新版への更新を行った。(資料 7)

本コードは、投信会社から資産管理系信託銀行経由で資金を出すコール取引の返金時における識別推進のため、日銀ネットの備考欄に入れるコードであり、各業態各社の決済事務担当のバック部門などへの還元・周知を行った。

以 上

## . 付属資料

## **「国債の決済期間の短縮化に関するアンケート調査」結果概要**

1 月会合後、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」(WG)の依頼により、掲題のアンケート調査を行いました。皆様にはご協力を頂き、ありがとうございました。

アンケート調査の結果、国債決済のアウトライト T+2 化・レポ T+1 化への短縮化が行われても、資金繰り・玉繰りについて問題が生じるとした意見はみられませんでした。一方で、フロント管理を円滑に行う為にも、WG で検討が行われている決済フローの短縮化が必要であるとの意見も頂いております。

WG にはこれらの内容の提供を行います。短取研としては、必要に応じ、今後も WG での検討に協力して参りたいと考えます。

### (質問項目 1)

**アウトライト T+2・レポ T+1 の決済で、資金・玉のポジション調整に問題があると思いませんか。**

- 全回答、特に問題がないとの意見であった。
  - 一部、現行約定時間に変更がない、あるいは円滑な決済が行われることを前提とし、特に問題がないとした意見もあった。
  - 自社のポジション調整には問題がないが、同社顧客における資金繰り・ポジション管理にどの程度影響が発生するかは不明とする意見もあった。

### (質問項目 2)

**問題の内容や、具体的な論点、またご意見等ございましたら、ご記入をお願いします。**

- 質問項目 1 にある通り、フロント独自の問題点として大きなものは指摘されなかった。
- フロント管理を円滑に行う為にも、現在 WG で検討されている決済フローの短縮化や、オペレーションの手当が必要との意見があった。サードパーティー形式の資金・玉決済の導入など、円滑な決済を行う為のアイデアも寄せられている。
- また、日本銀行による金融調節の期限短縮化についても希望が寄せられた。

### (以下、個別意見)

- 日銀オペの結果後、ポジション調整で GC 取引量の増加が見込まれます。特に後場の

オペ後に取引が活発化する可能性を考慮して、T 日中のネットィング照合について検討が必要と思われます。

さらに、決済期間の短縮化に伴い T+0 でも GC 取引が増加していくものと想定されます。市場の安定・規模を維持するために、日銀の金融調節におきましても市場に合わせた形で短縮化が望まれます。

- 国債取引において決済が円滑に行われるためにも、代行決済参加者等で現状行っている架電ベース等の約定 照合一致作業が迅速になる枠組みは必要。また、為替 CLS 決済を参考にサードパーティー形式による主要取引参加者の下で資金および玉決済を行うことで、約定から照合までの時間が短縮可能と思われる。
- 現在も T + 1 での取引を行っているが、取引のボリュームとしては限定的であり、バック事務の処理能力等を考えても、即座の移行は難しい。T + 2 であれば、レポ、アウトライトとも、とくに問題は生じない。
- フェイル等により、玉手当が確実に行われる可能性が低くなった場合は、T+3 決済を引き続き選択する可能性があります。
- 現行の決済期間を前提としたスケジュールとなっている債券関連決済があれば、同様に期限短縮が必要。
- (資金調達側の意見として) T+1 よりも、一般的な資金取引と同じ T+2 の方が使い勝手が良く、効率的な調達が行える可能性があると思います。
- ファンディング期間が短縮されることから、現先・GC レートへの影響が考えられます。(ただし、レポ T+1 取引への移行に問題がなければ、現状のマーケット環境下では特に問題はないと思われます。)

以上

**手形レスで行うコール取引に関する法的解釈の明確化について**  
**(確認事項変更案)**

短取研幹事

手形レスで行うコール取引の具体的な確認事項については、委員のご意見を踏まえ、10 月  
会合時に変更案を提出し、意見募集を行った。

今回、追加で頂いたご意見も加味し、文面の修正案を提出させて頂く。協議の上、文面を  
確定し、金融法委員会への提出準備を進めて参りたい。

[修正案]

コール取引においては、法的な権利義務関係や債券保全についての解釈が参加者によって  
異なり、資金の取り手が出し手に対し一覽払い約束手形を振り出すケースと振り出さないケ  
ースが混在している。下記のような点につき貴委員会の見解を頂き、市場参加者で明瞭な法  
的根拠を共有致したく、検討をお願いしたい。

( 1 ) 金融機関同士で行うコール取引を約束手形無しで行う取引が、約束手形有りの取引  
と比較して法的に債権者としての立場が劣後しないか。

( 2 ) 信託財産保全の観点から、約束手形無しでも投資信託・証券信託・年金信託の受託  
者である受託銀行が委託者である投資信託委託会社に対する善管注意義務を遂行できる  
か。また同様に、投資信託・証券信託・年金信託の委託者である投資信託委託会社が受益  
者に対する善管注意義務を遂行できるか。

以 上

平成 22 年 3 月 18 日  
短期金融市場取引活性化研究会

## 短期金融市場取引活性化研究会からの検討依頼事項について

### 1. 検討依頼テーマ

コール取引においては、法的な権利義務関係や債権保全についての解釈が参加者によって異なり、資金の取り手が出し手に対し一覽払い約束手形を振り出すケースと振り出さないケースが混在している。下記のような点につき貴委員会の見解を頂き、市場参加者で明瞭な法的根拠を共有致したく、検討をお願いしたい。

(1) 金融機関同士で行うコール取引を約束手形無しで行う取引が、約束手形有りの取引と比較して法的に債権者としての立場が劣後しないか。

(2) 信託財産保全の観点から、約束手形無しでも投資信託・証券信託・年金信託の受託者である受託銀行が委託者に対する善管注意義務を遂行できるか。また同様に、投資信託・証券信託・年金信託の委託者が受益者に対する善管注意義務を遂行できるか。

### 2. コール取引市場について

金融機関や短資会社等に参加者が限定されるインターバンク市場。市場残高規模は約 17 兆円（平成 22 年 2 月、有担保 12 兆円、無担保 5 兆円）

money at call（呼べばすぐ返る資金）がその由来。明治 26 年頃に東京手形売買所と称する支店銀行 14 行の会合ができ、毎日一定の場所に集まり極短期の資金のやりとりをし、相互の金融の便宜を図ったことが我が国のコール取引の走りとされている。

金融機関相互間で日々の資金の過不足を最終調整する市場となっている。従って取引期間はごく短期のもの（オーバーナイトと呼ばれる当日約定・当日決済・翌営業日返済が代表例）が中心となっている。

他の市場との金利裁定取引も含め、資金の調達・運用を行う場としても機能している。国債などの担保付のコール取引（有担保コール）と担保なしで取引される無担保コールがある。

資金の取り手が資金の出し手に約束手形を振り出すケースと振り出さないケースがある。

### 3. コール取引における約束手形についての検討経緯

コール取引においては、資金の取り手が出し手に対して約束手形を振り出すことが慣習とされていたが、平成13年度の短期金融市場取引活性化研究会（以下、短取研）においてこれを省略すること（手形レス取引）の可否について検討が行われた。取り纏めとして「法的側面において問題がないこと、及び市場活性化の観点から有効であることを勘案すると手形レス取引が望ましい」とした経緯がある。

この際の短取研における手形省略についての法的側面の整理は下記の通り。

- コール取引は「金銭消費貸借契約」であるのが通説である。金銭消費貸借契約は要物契約であり、資金の取り手が出し手から金銭を受取ることにより契約は成立する。即ち、通説に従えば、コール手形の発行は取引の成立要件ではない。つまり、手形レスの場合も、資金の授受によりコール取引は有効に成立する。
- コール手形が発行される場合、手形の善意取得者等は簡易な手形訴訟手続きにより手形金の支払を求めることは可能であるが、たとえ支払い請求を許容する判決が出たとしても、手形判決の場合、判決に不服な当事者が適法な異議申立をなしたときは、訴訟は口頭弁論終結前の状態に戻って通常手続で審理、裁判が行われる。つまり、適法な異議申立がなされる限り、手形判決がそのまま確定することはない。

短取研での取り纏め後、短資会社でも、当事者の了解を前提に手形レス取引の取扱いを開始。

平成14年に短取研が取り纏めた「国内短期金融市場における市場慣行について」において、「コール取引が約定した時点で取引が成立する慣行に鑑みれば、諾成的消費貸借契約として捉えられるため、口頭でも有効に成立し、手形がなくとも取引は有効に成立する考えのもと、手形レスが浸透しつつある」と記載した。

しかし、手形の取扱いについては現在においても個社毎に対応が異なり、市場統一的な考え方ができていない。短取研に対し寄せられる市場参加者の問題意識も高く、昨年度・今年度の短取研で継続検討を行って参った。

昨年度に行ったアンケート調査では、手形レス取引を行うことの障害として、権利義務関係が不明なことや、債権保全の取扱い・解釈などが不明瞭であることなどが挙げられている。またこういった点から特に顧客財産の運用を預かる立場から手形レス取引を選択し難いといった意見があった。

こうしたことから昨年度・今年度の短取研では、手形レス取引の法的な側面について、法律の専門家に見解を求めることなどにより明確化する方向性を確認した。特に市場参加者全体の納得感の得られる結論を導き出すために、資金の出し手・取り手に中立的な立場からの見解を頂きたく、貴委員会へ検討依頼を行うこととした次第。

(ご参考) 短期金融市場取引活性化研究会について

短取研とは

「短期金融市場取引活性化研究会(略称:「短取研」)」は、短期資金に係る実務家ベースの検討の場であった「短期資金市場取引協議会」を発展的に解消する形で1995年4月に発足し、短期金融市場参加者の自発的な組織として、主要な市場参加者の業態代表が一堂に会して検討する場として活動している。

現状、月1回程度開催されており、幹事は全国銀行協会(全銀協)会長行が務め、事務局は全銀協に委嘱している。

具体的なメンバーは、次のとおり全銀協会長行および各業態の代表行(会社)の短期金融市場担当者となっている。

全銀協会長行(幹事)、都市銀行等の代表行、地方銀行協会代表行、信託協会会長行、第二地方銀行協会代表行、国際銀行協会代表行、農林中央金庫、信金中央金庫、投資信託委託会社の代表、証券会社の代表、生命保険会社の代表、損害保険会社の代表、ゆうちょ銀行、幹事短資会社(以上、14金融機関)

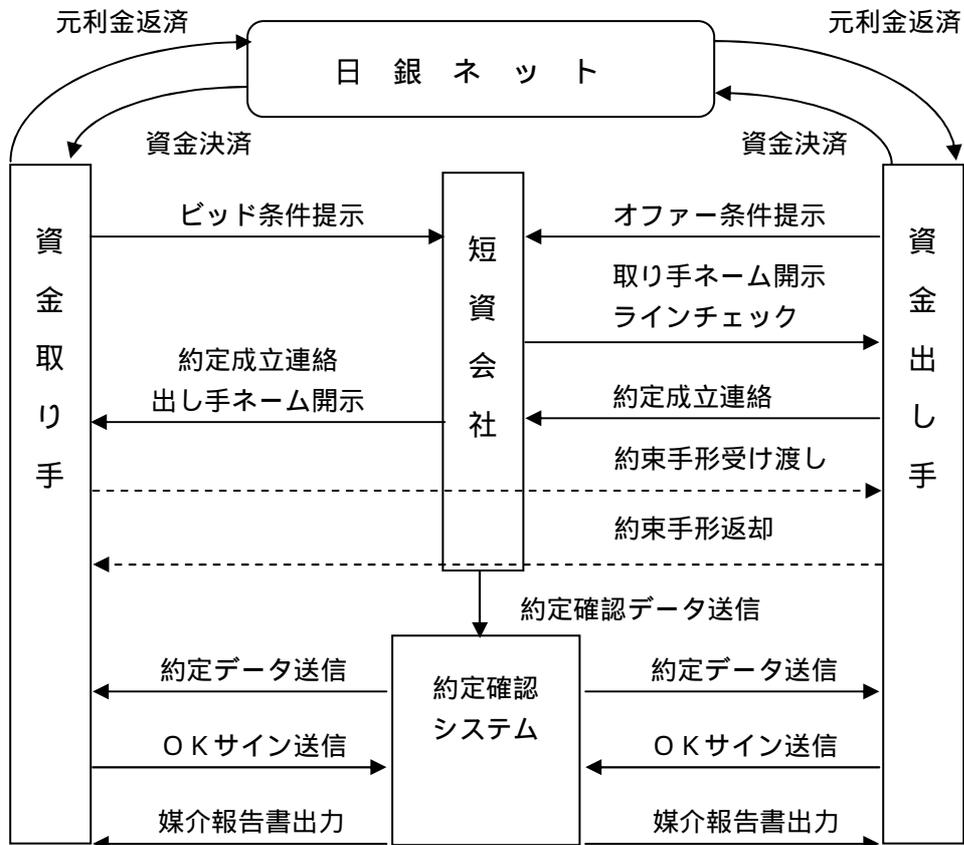
活動目的と内容

短取研は、短期金融市場全体を検討分野とし、短期金融市場取引の活性化に資することを目的として、短期金融市場取引のより円滑、かつ効率的な運営について調査・研究・提言等の活動を行っている。

以上

## 1. 短資会社ブローキング

### (1) 信託銀行を介さないケース



#### (約定成立まで)

資金の取り手・出し手はそれぞれ取引ニーズを短資会社に伝達

取り手・出し手の条件が一致した場合、短資会社は資金の出し手に取り手のクレジットのラインチェックを依頼（短資会社はラインチェックに入ったことを資金の取り手に伝達）ラインチェックで問題がない場合、資金の出し手は短資会社に約定成立を伝達。

短資会社は、約定成立と資金の出し手の会社名を資金の取り手に伝達する。

#### (約定成立後、新規取組時のフロー)

短資会社は約定確認データを短資約定確認システム（以下、約確システム）に入力する。

約確システムから約定データが資金の出し手・取り手に送信される。

資金の出し手・取り手は取引内容を確認し、それぞれOKサインを入力する。

約確システムからコール資金媒介報告書が出力される。

資金の出し手は、資金の取り手に送金する。

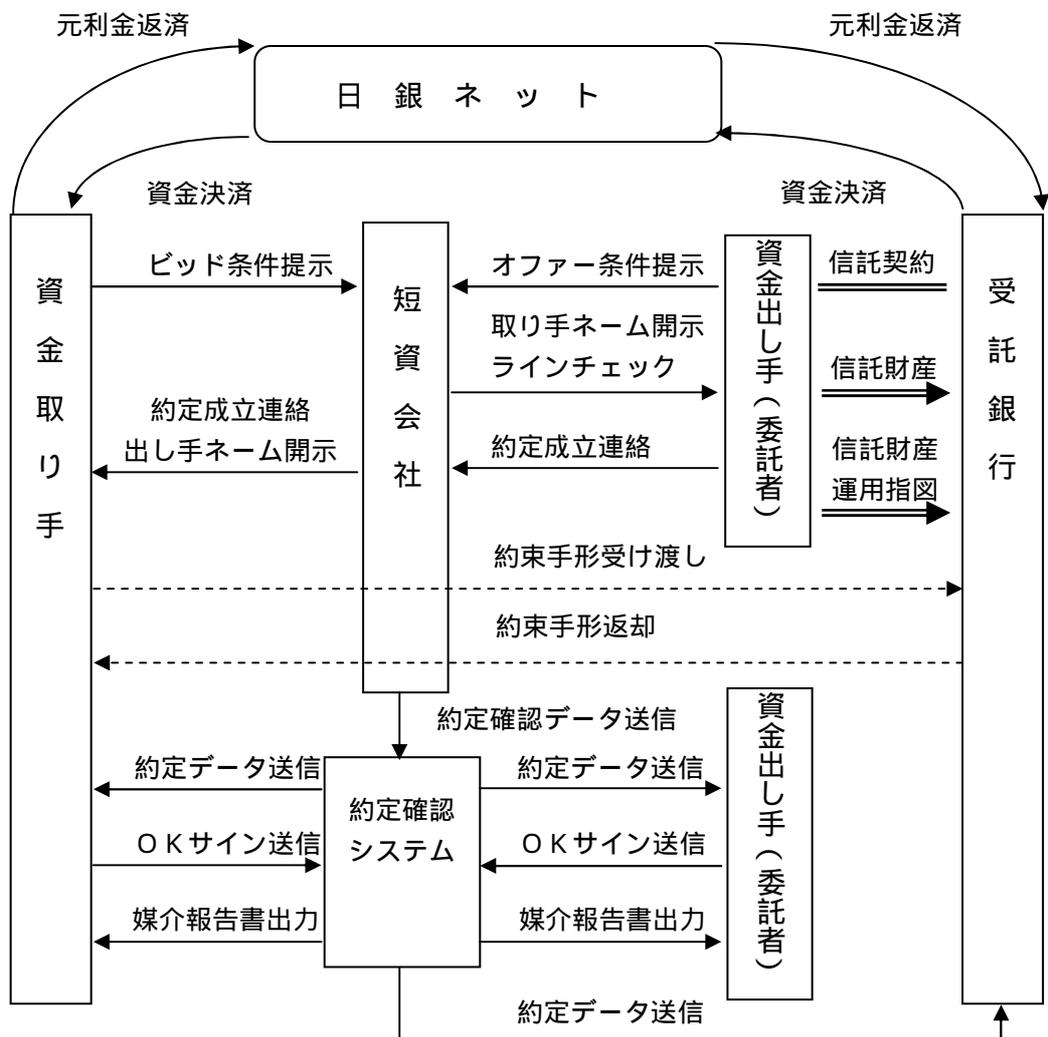
資金の取り手は約束手形を振り出し、短資（短資協会 共同受渡センター）を経由して資金の取り手に受け渡す。

#### (期日のフロー)

資金の取り手は、元金と利息を資金の出し手に返済する。

資金の出し手は、約束手形を短資（短資協会 共同受渡センター）経由で返却する。

(2) 信託銀行を介すケース



(約定成立まで)

資金の取り手・出し手はそれぞれ取引ニーズを短資会社に伝達

取り手・出し手の条件が一致した場合、短資会社は資金の出し手に取り手のクレジットのラインチェックを依頼（短資会社はラインチェックに入ったことを資金の取り手に伝達）

ラインチェックで問題がない場合、資金の出し手は短資会社に約定成立を伝達。

短資会社は、約定成立と資金の出し手の会社名を資金の取り手に伝達する。

(約定成立後、新規取組時のフロー)

短資会社は約定確認データを約確システムに入力する。

約確システムから約定データが資金の出し手・取り手に送信される。

資金の出し手・取り手は取引内容を確認し、それぞれOKサインを入力する。

確認システムからコール資金媒介報告書が出力される。

約定データが受託銀行に送信される。

受託銀行は、資金の取り手に送金する。

資金の取り手は約束手形を振り出し、短資（短資協会 共同受渡センター）を経由して受

託銀行に受け渡す。

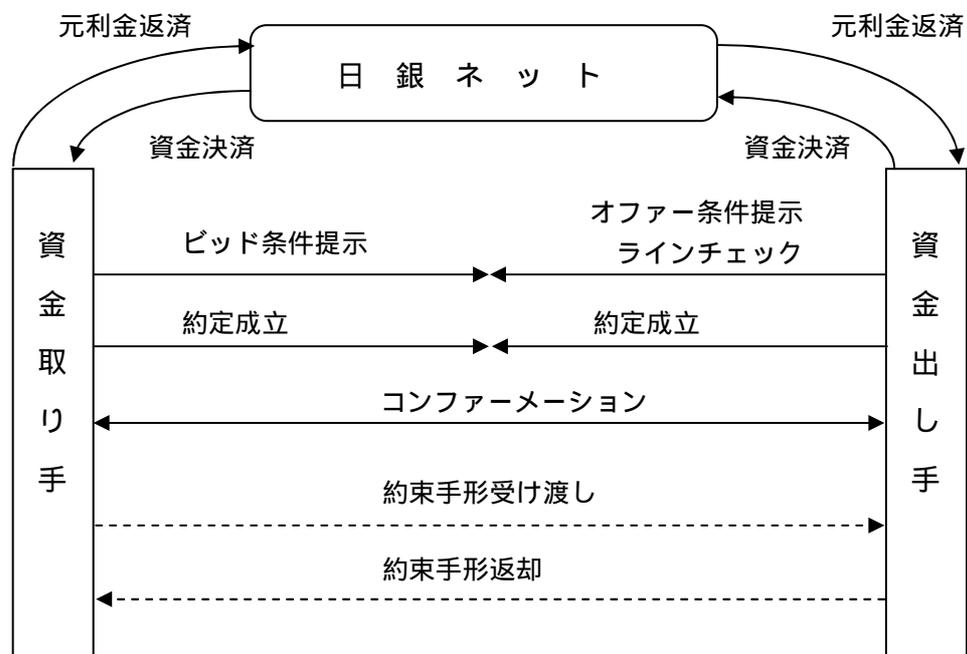
(期日のフロー)

資金の取り手は、元金と利息を資金の出し手に返済する。

受託銀行は、約束手形を短資（短資協会 共同受渡センター）経由で返却する。

## 2. Direct Deal

### (1) 信託銀行を介さないケース



#### (約定成立まで)

資金の取り手・出し手は互いに取引ニーズを伝達。資金の出し手は取り手のクレジットラインチェックを行う。

条件が一致した場合、約定成立。

#### (約定成立後、新規取組時のフロー)

オペレーションからコンファーマーメーションをFAX送信にて行い(互いに送信するケース、一社が送信しサインの上返信するケースがある)、取引内容を確認する。

資金の出し手は、資金の取り手に送金する。

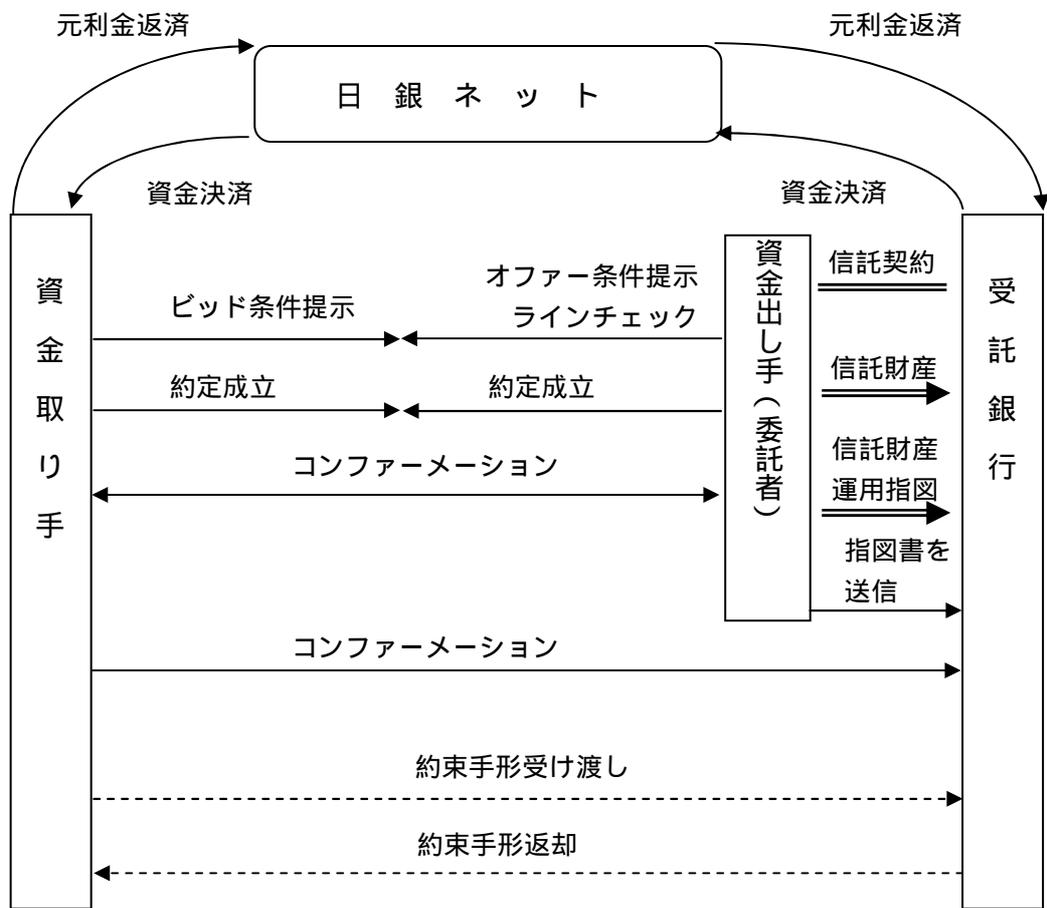
資金の取り手は約束手形を振り出し、資金の取り手に受け渡す。

#### (期日のフロー)

資金の取り手は、元金と利息を資金の出し手に返済する。

資金の出し手は、約束手形を返却する。

(2) 信託銀行を介すケース



( 約定成立まで )

資金の取り手・出し手は互いに取引ニーズを伝達。資金の出し手は取り手のクレジットラインチェックを行う。

条件が一致した場合、約定成立。

( 約定成立後、新規取組時のフロー )

オペレーションからコンファーマーメーションをFAX送信にて行い(互いに送信するケース、一社が送信しサインの上返信するケース等がある)、取引内容を確認する。資金取り手は受託銀行にもコンファーマーメーションを送信する。

資金の出し手は受託銀行に指図書を送信する。

受託銀行は、資金の取り手に送金する。

資金の取り手は約束手形を振り出し、受託銀行に受け渡す。

( 期日のフロー )

資金の取り手は、元金と利息を資金の出し手に返済する。

受託銀行は、約束手形を返却する。

平成21年6月22日  
短期金融市場取引活性化研究会幹事

## 「次世代 RTGS における市場慣行」遵守のお願いについて

短期金融市場取引活性化研究会（以下、短取研）では、次世代 RTGS に対応する為、これまで市場慣行を整備して参り、昨年度には「次世代 RTGS における市場慣行＜平成21年2月版＞」を取り纏めております。この程、市場慣行の遵守状況について、短取研委員を通じアンケート調査を行いました。市場慣行に則った決済が行われているとのご意見が大勢を占めていることが確認できました。しかし、一部において遵守されていないとされた事項につき、以下の通りご報告させて頂くと共に、改めて市場慣行に則った取引、決済をお願いします。

市場慣行は標準的な取引仕法を纏めたものであり、当事者間の合意に基づく市場慣行記載の取引仕法以外での取引や市場参加者の法律上の権利を制限するものではありませんが、幅広い参加者が流動性節約機能を有効に活用するために、市場慣行の認識を市場参加者間で共有することが重要であることをご理解頂きたくお願いいたします。

コール取引の返金を前提とした資金放出において、返金の指図が待機した段階ではなく、着金を確認し指図投入を行っていると見受けられるケースがあるとのご意見を複数頂戴しました。

「次世代 RTGS における市場慣行＜平成21年2月版＞」では下記のように記載されております。

### 2. コール取引に関する慣行

#### (3) 返金を前提とした資金放出の取扱い

市場取引について可能な限り速やかに指図投入を行なうという原則の下で、返金を前提とした資金放出については、着金に代えて、待ち行列に返金の指図が待機した段階で指図投入する取扱いとする。待ち行列に待機することなく、即座に着金した場合は、着金後速やかに指図投入を行なう。

今後短取研では、次世代 RTGS 第二期対応へ向けた検討を行い、必要な市場慣行の整備を行って参ります。ご意見などございましたら、是非、幹事あるいは各業態委員まで頂けますと幸甚に存じます。

以上

## 「次世代 RTGS 第二期対応に向けた総合運転試験 に関するアンケート調査」結果概要

掲題のアンケートにつきましては、ご協力ありがとうございました。アンケート調査の結果、次世代 RTGS 第二期対応に向け、市場取引も含めた RT が必要だとするご意見が大勢を占めました。短取研として、東京銀行協会や日本銀行などの関係者に RT の要請を行って参りたいと考えます。

今回のアンケートは、RT の是非、回数、参加者を問うものでしたが、頂いたご意見の多くは RT の内容についてのご意見をも内包するものでした。今後、短取研ではこれらのご意見を基に、RT の内容について検討を行いながら、関係者との協議を行って参りたいと考えております。

### **意見概要**

#### **(質問項目 1)**

#### **市場取引も含めた RT は必要だと思いますか。理由も含めてご回答をお願いします。**

例えば、次世代 RTGS 第 2 期対応後を想定して、同時決済口で決済される取引（市場取引、外為円決済取引および大口内為取引）の決済実務を実践的に確認するためのテストを行うことが考えられます。

また、内為加盟銀行にとっては、次世代 RTGS 第 2 期対応後は、内為部署と資金部署間で連携をとりつつ、同時決済口の資金繰り管理を行う必要性がでてくるとも考えられることから、同テストを利用して、同連携に関する実際の運用確認を行うことも考えられます。

- 意見の大勢としては、市場取引も含めた RT が必要とのもの。内為取引を扱わない非内為加入金融機関や当預非開設先からも必要とする意見がみられた。
- 必要とする理由については、種々の意見が寄せられている。関連部署間の連携、事務手順、システム接続など、事務やフローの確認や習熟を行いたいとするものや、決済状況・資金繰り管理や市場慣行の運営、システム負荷など、本件による影響度合を確認したいとするものなどがみられた。
- 少数意見として RT を不要とするものについては、大口内為取引と市場取引の関連がないことや、個別の運用として日中流動性に余裕を持たせているという理由が挙げられた。

## (質問項目 2)

**テスト回数は何回必要だと思いますか。又、日程についてもご意見があればご回答をお願いします。**

現在東銀協では、2011年7月と9月に1日ずつ、丸一日テストに充てられる日を設定できるとの見通しを立てています。この2日間で不足であるならば、追加日については半日のテストとなる見込みです。

- 2回のテストを妥当とする意見が大勢を占めた。また、スケジュールについても現在の東銀協の見通し通りで問題ないとする意見が多くみられた。
- 一方で、3回以上のテスト日設定を希望する意見も複数寄せられている。理由としては、十分な検証の為、市場慣行の見直しの考慮、予備日の設定、資金繰り管理への影響把握・本番を想定した最終確認の為などが挙げられている。
- スケジュールとして、期末時期や日銀ネット障害対応訓練日を回避することや、同じ月に複数回のテストとならないような日程を希望する意見があった。
- テストの回数に絡め、テストパターンについても意見を頂いた。異なる日(繁忙日・月末・期末)を想定したパターンや、1回目のテストで課題を確認した上で2回目を行うこと、2回目のみ当預非開設先等が参加するようなアイデアが寄せられている。

## (質問項目 3)

**参加者の範囲についてご意見があればご回答をお願いします。**

RTが行われる場合、試験の性質から全同時決済口開設先の参加が望ましいと思われま。当預非開設先や保振・JGBCCなどのインフラの参加の要否についてご意見をお願い致します。

- 当預非開設先の参加については任意とする意見が多くみられた。保振・JGBCCなどのインフラについては不要とする意見が多かった。  
当預非開設先からは、試験の内容や必要に応じ参加に肯定的な意見がみられている。
- 同時決済口開設先の参加については、内為加盟行からは必須あるいは出来る限り多くの参加が望ましいとの意見が多く寄せられた。一方、非内為加盟金融機関からは、必ずしも全開設先の参加が必要ではないとの意見もあった。

## (その他)

- 内為運営機構で規則等に反映することが検討されている第二期対応後の内為加盟行ルール(標準送達時間を踏まえた同時決済口への適切な資金投入)の導入について、短取研としてフォローが必要であり、このルールを所与としたRTとして欲しいとの意見があった。

以上

平成 21 年 9 月 30 日

日本銀行 金融市場局御中

短期金融市場取引活性化研究会

平成 21 年度 市場運営に関する御行への要望事項について

短期金融市場ならびに弊会の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

掲題に関しまして、別紙の通り取り纏めましたので、宜しくご査収の上、対応につきご検討を頂戴できますようお願い申し上げます。

以上

本件の照会先： 三菱東京 UFJ 銀行円貨資金証券部 岸元 努

平成 21 年 9 月 30 日

**市場運営に関する日本銀行への要望事項**

| 項番          | 要望事項                                 | 備考(具体的ニーズ・背景・効果等)  |
|-------------|--------------------------------------|--|
| 【1.オペ・担保関連】 |                                      |  |
| (1)         | 手形売出オペ・CP 買現先オペに係る書類の日銀ネット化          | 手形売出オペに係る提出書類(「日本銀行売出手形買受申込書」)、CP 買現先オペに係る提出書類(「短期社債等買戻条件付売渡申込書」、「短期社債等買戻明細書」)のオンライン化について、ご検討頂きたい。<br>オペ参加金融機関の事務効率化に繋がり、スムーズな市場運営に資するものとする。<br>尚、本件も含めた要望事項の内、システム基盤が障害となっているものがあれば、新日銀ネットでの対応も含めご検討頂きたい。 |
| (2)         | 国債買現先オペのスタート日におけるスタート前の売渡銘柄変更のオンライン化 | 国債買現先オペのスタート日におけるスタート前の変更を、スタート日翌日以降のサブституーション同様にオンライン化することについて、ご検討頂きたい。<br>スタート日決済がより円滑となることが期待できる。   |
| (3)         | 補完供給オペのオファー額の柔軟な対応                   | 補完供給のオファー額を貴行の保有額の半分に制限することなく、より柔軟にご対応頂きたい。<br>補完供給オペは国債フェイル回避に有効な手段であるが、現行運営ではニーズがカバーされないケースがある。  |
| (4)         | 手形売出オペの手形保護預かり手続の簡易化                 | 保護預かり通帳の記入を省略し「日本銀行売渡手形保管番号通知書」の交付により代替して頂きたい。また、手形期日の領収印押捺手続を廃止して頂きたい。<br>手続が煩雑になっていることで、制度を利用する障害となっているケースがある。   |
| (5)         | 証書貸付債権担保審査期間の短縮化                     | 現状 2 週間程度要している審査期間の短縮をご検討頂きたい。政府に対する証書貸付債権の審査省略や、形式要件が整った雛形通りの契約書については審査期間を短縮する等のご対応もご検討頂きたい。<br>審査期間を短縮化することで、より効率的な担保繰りが可能となる。   |
| (6)         | 証書貸付債権の担保返戻手続について                    | 日銀ネット端末での担保返戻操作を先日付処理できるようにご検討頂きたい。また、出力帳票について前日までに出力できるよ  |

|     |                      |  |
|-----|----------------------|--|
|     |                      | うにして頂きたい。<br>当日 10 時までには貴行に書類提出するには、現行運営ではスケジュールがタイトである。本要望事項の実現は円滑な事務推進に貢献する。   |
| (7) | 国債現先オベに係る担保と共通担保との統合 | 2009 年 7 月 17 日付で貴行が公表した「新日銀ネットの構築について」で提案されている通り、国債現先オベにおけるマージン調整担保を共通担保に統合して頂きたい。<br>以前、本研究会からは、「国債現先オベのマージンコール用担保への共通担保利用可能化」を要望。担保効率向上の観点から、是非新日銀ネットでの実現をお願いしたい。 |
| (8) | 適格担保判定照会のオンライン化      | 社債・証書貸付債権・手形について、適格担保判定をオンラインにて照会できるようにご検討頂きたい。<br>個別企業の信用力に係る判断を広く開示することの貴行のご懸念を理解した上で、事務効率化の観点から、1 銘柄毎の個別照会に限定することで実現できないかご検討頂きたい。                                 |

| 【2.情報提供】 |                     |   |
|----------|---------------------|---|
| (1)      | 日銀当座預金増減要因の内訳表示     | 特に財政等要因について内訳の情報提供をご検討頂きたい。<br>資金需給の詳細な情報提供により、市場の理解を深め、より合理的な市場金利形成に寄与するものと思われる。   |
| (2)      | 情報提供に関するオンライン対応について | 日本銀行の制定する諸規程等、全般についてオンライン化をお願いしたい。<br>これにより、最新の手続きや連絡事項を効率的に把握することが可能となる。<br><br>(具体的な検討項目)<br>・「日本銀行の制定する諸規程(担保に関する細則<オンライン担保差入先用>等)」<br>・「日本銀行ネットワークシステム 金融機関コード一覧」<br>・「同時決済口開設先リスト」<br>・「日本銀行からの通知・連絡(規程の改正通知等)」<br>・「日本銀行宛の申請書類等の書式(証書貸付債権の担保差入に係る承諾書、証書貸付債権証書スタンプ押なつ依頼書、代表者や担当者変更時の届出書類等)」<br><br>・ ~ については、オンライン化が困難な場合、最新版の定期的配布をご検討頂きたい。 |

| 【3.日銀ネット・システム関連】 |                      |  |
|------------------|----------------------|--|
| (1)              | BCP 用日銀ネット権限者カードについて | <p>バックアップサイトにおける日銀ネット権限者カード運営において、専用カードの発給や一人複数枚のカード発給等、より柔軟な運営をご検討頂きたい。</p> <p>昨年度に引き続き要望するもの。BCP対策の実効性の強化の必要性が高まる中、BCP 発動時にメインオフィスに立ち寄れない可能性があることや、バックアップオフィスに到着できる担当者を特定できないといった状況に対応し得る方策をご検討頂きたい。</p> |
| (2)              | セキュリティーソフトの改善        | <p>セキュリティーソフトのウイルス定義ファイルバージョンアップに要する時間を短縮化するような対応が可能であるか、ご検討頂きたい。</p> <p>バックアップサイトの端末は日常的には使用されていないケースが多い為、日銀ネット稼動時にウイルス定義ファイルのバージョンアップに長時間を要し、BCP 発動時の業務に支障をきたす可能性がある。</p>                                |

以 上

短取研幹事

**有担保コール取引の国債担保掛目見直し方針(案)について**

昨年度の当研究会では、有担保コール取引の国債担保掛目見直しルールについて、アンケート調査を受けた意見集約により、年 1 回の定例見直しを原則とすること、マーケット環境が著しく変化した場合には随時見直すことを確認しました。今後、2 月会合で本年度の見直しについて幹事案を提出させて頂き、検討の上 3 月会合後の実施を行う予定です。

尚、昨年までの検討方針を踏襲し、下記のような方針にて幹事案を作成したいと考えております。これについてご意見がございましたら幹事までお願い致します（期限：平成 22 年 2 月 10 日）。

- ・ セグメント分けは短期国債・中期国債・長期国債・超長期国債・変動利付国債とする。
- ・ 固定利付債券については、イールドカーブが 50bp 上昇した場合の担保割れ状況などから検討する（大幅な金利変動による掛目見直しを行う必要性に鑑み、短取研開催周期である 1 ヶ月を意識した金利上昇バッファとして 50bp を想定する）。
- ・ 変動利付国債については、現在、また過去の担保割れ状況に鑑み、総合的に判断を行う。

以上

### 有担保コール取引における国債担保掛目の見直しについて【幹事案】

先月短取研時に提示した「有担保コール取引の国債担保掛目見直しの方針(案)について」に対して、会合後に意見募集を行いました。反対する意見は特に見受けられませんでした。

但し、債券貸借取引と比較した取引効率向上等の観点から、中長期的な検討課題として残存年限別の掛目の導入、時価をベースとした担保差入(値洗いも導入)を挙げるご意見を頂いております。

本件については、利便性と取引効率のバランスの中で意見集約を行っていくものであると思われませんが、現時点では参加者全体の意見の確認ができていないことから、本年度の見直しについては、方針案に従い幹事案を提示させていただきます。

頂いた検討課題については、ご意見通り中長期的な課題として、短取研として検討に取り組んでいきたいと考えます。

#### 【見直し案】

|   |                        | 担保価額(取引金額に対して額面で「 」%増し |      | 備考   |
|---|------------------------|------------------------|------|------|
|   |                        | 現行                     | 見直し案 |      |
| 1 | 短期国債<br>(国庫短期証券)       | 1%                     | 1%   | 変更なし |
| 2 | 中期国債<br>(2年債、5年債)      | 2%                     | 2%   | 変更なし |
| 3 | 長期国債<br>(10年債)         | 4%                     | 4%   | 変更なし |
| 4 | 超長期国債<br>(20年、30年、40年) | 10%                    | 10%  | 変更なし |
| 5 | 変動利付国債<br>(15年)        | 10%                    | 10%  | 変更なし |

#### 1. 見直し方法

先月会合で呈示した方針案に従い、固定利付債については、イールドカーブが平行に50bp上昇した場合の担保割れ状況に鑑み、見直しを行った。また、日本証券業協会発表の1月末基準の公社債店頭売買参考統計値を利用し、経過利息は考慮しない点、計算には単利を用いる点についても、過去の短取研の見直し方法を踏襲している。(担保掛目については、年

1 回の定例見直しに加え、金利の大幅な変動時等も見直しをすることとなっているため、短取研開催周期(1ヶ月)を考慮し、50bpの金利上昇バッファを考慮して見直しを行うもの)

また、変動利付債については、現在、また過去の担保割れ状況に鑑み、総合的に判断を行った。

## 2. 見直し案の根拠について

### (1) 短期国債

50bp金利上昇した場合でも、現行の掛目であれば担保割れとなる銘柄が存在しない。担保掛目を0.5%に引き下げた場合を想定すると、50bpの金利上昇で担保割れとなる銘柄が3銘柄存在する。

### (2) 中期国債

2年債については、50bp金利上昇した場合でも、現行掛目で担保割れとなる銘柄が存在しない。また、担保掛目を1%に引き下げた場合でも、50bpの金利上昇で担保割れとなる銘柄が存在しない。

5年債については、50bp金利上昇した場合に1銘柄(#87)担保割れとなる銘柄が存在する。しかし、42bpの金利上昇までは担保割れとはならず、相応のバッファを有しているものと考えられる。担保掛目を1%に引き下げた場合、50bpの金利上昇で3銘柄が担保割れとなる。

2年債と5年債をセグメント分けする事について検討に値するかもしれないが、今年度においては、2年債と5年債を中期国債として同セグメントとする旨、すでに方針としてお示ししており、上記結果から現状維持としたい。

### (3) 長期国債

50bp金利上昇した場合に2銘柄(#304、#305)担保割れとなる銘柄が存在する。しかし、それぞれ49bp、44bpの金利上昇までは担保割れとはならず、相応のバッファを有しているものと考えられる。担保掛目を3%に引き下げた場合、50bpの金利上昇で4銘柄が担保割れとなる。

### (4) 超長期国債

超長期国債(20年、30年、40年)については、足許でも担保割れとなっている銘柄が存在する。しかし一方で、他のセクターと比較して高い掛目を設定していることから、大きなバッファを持っているものが多い。こうしたことから、現行(10%増し)から、8%増しへの掛目の変更ができないか検討したが、以下の通り変更しないこととする。

#### [ 超長期債担保割れ状況 ]

|  | 1月末の<br>担保割れ銘柄数 | 50bp金利上昇時の<br>担保割れ銘柄数 |
|--|-----------------|-----------------------|
|  |                 |                       |

|                      | 現行<br>(10%増し) | 8%増し<br>の場合 | 現行<br>(10%増し) | 8%増し<br>の場合 |
|----------------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
| 20年債<br>(102銘柄)      | 1             | 2           | 2             | 5           |
| 30年債、40年債<br>(全33銘柄) | 2             | 3           | 7             | 8           |
| 計                    | 3             | 5           | 9             | 13          |

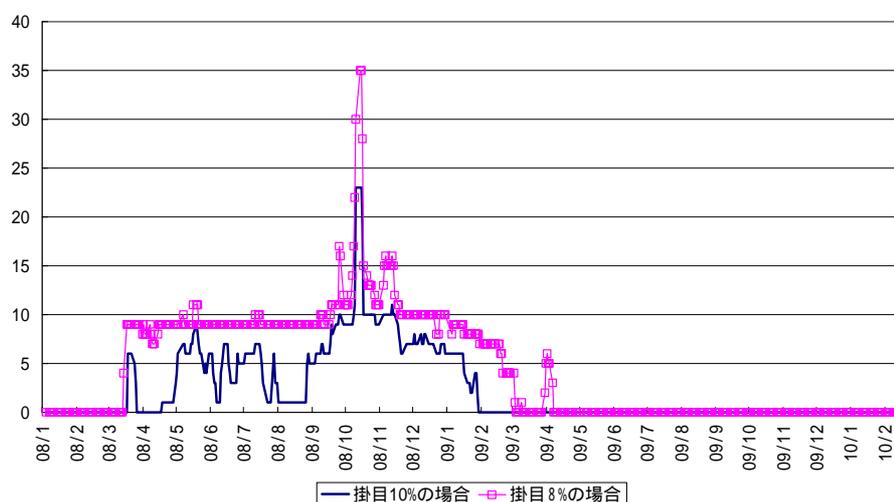
上記の通り、8%増しに掛目を見直した場合、1月末の水準では、現状担保割れしていない2銘柄が、新たに担保割れとなる。

また、50bp金利上昇時の担保割れ銘柄数は、現行の9銘柄に対し、8%への掛目変更により13銘柄に増加する。

#### (5) 変動利付国債

変更利付国債の時価は、暫く担保割れ銘柄がない状況が継続している。しかし、2008年には多くの銘柄が担保割れとなったことや、8%への引き下げを想定した場合、過去1年間に最大6件の銘柄が担保割れとなる局面があったことに鑑み、現行(10%)を据え置くこととしたい。

(ご参考)担保割れとなる変動利付国債の数の推移



以上

## 資料 7

【平成 22 年 3 月短取研資料】

## 投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧

三菱UFJ信託銀行  
作成基準日：10/03/15

| 備考<br>コード | 会 社 名                | 備考<br>コード | 会 社 名                   |
|-----------|----------------------|-----------|-------------------------|
| 601       | 野村アセットマネジメント         | 658       | ソシエテジェネラルアセットマネジメント     |
| 602       | 日興アセットマネジメント         | 659       | しんきんアセットマネジメント投信        |
| 603       | 三菱UFJ投信              | 660       |                         |
| 604       | 大和証券投資信託委託           | 661       | ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント |
| 605       |                      | 662       |                         |
| 606       | 新光投信                 | 663       |                         |
| 607       | プラザアセットマネジメント        | 664       | 住信アセットマネジメント            |
| 608       | みずほ投信投資顧問            | 665       | ラッセル・インベストメント           |
| 609       | 岡三アセットマネジメント         | 666       |                         |
| 610       | T & Dアセットマネジメント      | 667       | 安田投信投資顧問                |
| 611       | 国際投信投資顧問             | 668       | 朝日ライフアセットマネジメント         |
| 612       | MDAMアセットマネジメント(名称変更) | 669       |                         |
| 613       |                      | 670       |                         |
| 614       |                      | 671       | さわかみ投信                  |
| 615       |                      | 672       | アイエヌジー投信                |
| 616       |                      | 673       |                         |
| 617       | JP モルガン・アセット・マネジメント  | 674       | ユナイテッド投信投資顧問            |
| 618       | インベスコ投信投資顧問          | 675       | トヨタアセットマネジメント           |
| 619       |                      | 676       | エムエフエス・インベストメント・マネジメント  |
| 620       | シュローダー証券投信投資顧問       | 677       |                         |
| 621       | アバディーン投信投資顧問(名称変更)   | 678       | 日立投資顧問                  |
| 622       | 大和住銀投信投資顧問           | 679       | 三井住友アセットマネジメント          |
| 623       |                      | 680       | スパークス・アセット・マネジメント       |
| 624       |                      | 681       | 中央三井アセットマネジメント          |
| 625       | 農林中金全共連アセットマネジメント    | 682       |                         |
| 626       |                      | 683       | ピーシーイー・アセット・マネジメント      |
| 627       |                      | 684       | ピムコ ジャパン リミテッド          |
| 628       |                      | 685       | BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン |
| 629       | ニッセイアセットマネジメント       | 686       | アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問     |
| 630       |                      | 687       | フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ  |

|     |                                |     |                                 |
|-----|--------------------------------|-----|---------------------------------|
| 631 | モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信       | 688 | MU投資顧問                          |
| 632 | フィデリティ投信                       | 689 | SBIアセットマネジメント                   |
| 633 | ベアリング投信投資顧問                    | 690 | ありがとう投信                         |
| 634 | ドイチェ・アセット・マネジメント               | 691 | ファンドクリエーション投信投資顧問               |
| 635 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント        | 692 | ファンネックス・アセット・マネジメント             |
| 636 | ガートモア・アセットマネジメント               | 693 | キャピタル・インターナショナル                 |
| 637 |                                | 694 | ワイ・エム・アール投信                     |
| 638 |                                | 695 | 21世紀アセットマネジメント                  |
| 639 | アライアンス・バーンスタイン                 | 696 | セゾン投信                           |
| 640 | パインブリッジ・インベストメンツ(名称変更)         | 697 | ITCインベストメント・パートナーズ              |
| 641 |                                | *   | シンプレクス・アセット・マネジメント              |
| 642 | ビクテ投信投資顧問                      | *   | 新生インベストメント・マネジメント               |
| 643 | ブラックロック・ジャパン(旧ブラックロック)         | *   | かいたく投信                          |
| 644 | フォルティス・アセットマネジメント              | *   | キャピタルアセットマネジメント                 |
| 645 | 損保ジャパン・アセットマネジメント              | *   | コモンズ投信                          |
| 646 |                                | *   | 浪花おふくろ投信                        |
| 647 | DIAMアセットマネジメント                 | *   | パークレイズ・キャピタル・ファンド・ソリューションズ・ジャパン |
| 648 | ブラックロック・ジャパン(旧BGI)(名称変更)       | *   | マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン            |
| 649 | 東京海上アセットマネジメント投信               | *   | ムーンライトキャピタル                     |
| 650 | ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント       | *   | ユニオン投信                          |
| 651 | HSBC投信                         | *   | 楽知ん投信                           |
| 652 |                                | *   | 楽天投信投資顧問                        |
| 653 | レグ・メイソン・アセット・マネジメント            | *   | リクソー投信                          |
| 654 | ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン   | *   | レオス・キャピタルワークス                   |
| 655 | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(名称変更) |     |                                 |
| 656 |                                |     |                                 |
| 657 | クレディ・アグリコルアセットマネジメント           |     |                                 |

\*投信協会コードに備考コードとして入力不可である英字が入っているため、空白で対応

\*網掛け表示コードは、合併・清算による退会に伴い、現在使用せず

## 資料 8

## 平成 21 年度短取研メンバー

|                     |                            |       |
|---------------------|----------------------------|-------|
| 三菱東京UFJ銀行           | 円貨資金証券部上席調査役               | 岸元 努  |
| みずほ銀行 (～9月)         | 総合資金部資金チーム 次長              | 米津 隆史 |
| 三井住友銀行 (10月～)       | 市場資金部短期 ALM グループ長          | 谷 和信  |
| 横浜銀行 (～9月)          | 市場営業部 グループ長                | 瀬尾 仁  |
| (10月～)              | 市場営業部グループ長                 | 一色 修志 |
| 三菱UFJ信託銀行           | 総合資金部統括マネージャー              | 鈴木 可昌 |
| 愛知銀行 (～10月)         | 経営管理部 係長                   | 山根 康生 |
| 佐賀共栄銀行 (11月～)       | 営業企画グループ主任                 | 濱崎 伸一 |
| シティバンク銀行 (～7月)      | 資金証券部 ディレクター               | 飯原 広記 |
| スタンダードチャーター銀行 (8月～) | 東京支店ファイナンシャルマーケット ALM 本部長  | 芦本 守  |
| 農林中央金庫              | 資金為替部資金市場班 部長代理            | 上川 浩志 |
| 信金中央金庫              | 市場運用部短期資金グループ 次長           | 寺島 俊輔 |
| 大和証券投資信託委託          | 金融市場トレーディング部 次長            | 秋田 玲子 |
| 野村證券                | 資金部リターン・イニシアチブ 課長          | 木野 雄一 |
| 日本生命保険              | 資金証券部資金 G 課長               | 黒住 匡央 |
| 日本興亜損害保険 (～6月)      | 資産運用部 資金担当マネージャー           | 加藤 康  |
| 損害保険ジャパン (7月～)      | 財務企画部運用計画グループ グループリーダー     | 黒田 泰則 |
| ゆうちょ銀行              | 市場運用企画部短期資金取引グループ グループリーダー | 鈴木 宏和 |
| 上田八木短資              | 執行役員インターバンク営業部長            | 山本 徳隆 |

(オブザーバー)

|                       |                                 |       |
|-----------------------|---------------------------------|-------|
| 資産管理サービス信託銀行          | 資金為替部 部長                        | 浦東 建男 |
| 東京金融取引所               | 市場部市場グループ 主任                    | 川崎 公司 |
| 債券現先取引等研究会<br>( ~5月 ) | 主査 ( 大和証券E&M <sup>®</sup> -シ- ) | 寺田 博幸 |
| ( 6月 ~ )              | 主査 ( 野村證券 )                     | 櫻井 祥文 |

(事務局)

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
| 全国銀行協会 | 業務部次長 | 佐藤 正寿 |
|--------|-------|-------|